

## 和歌山県のご当地「選挙のめいすいくん」の愛称募集要項

### 1. 募集内容

選挙の啓発イメージキャラクター 和歌山県のご当地「選挙のめいすいくん」（以下「ご当地めいすいくん」という。）の愛称を募集します。

### 2. 応募資格

どなたでも応募できます。（複数応募可）

### 3. 和歌山県の「ご当地めいすいくん」について

「選挙のめいすいくん」は、明るい選挙のイメージキャラクターとして、平成12年4月に誕生しました。

和歌山県の「ご当地めいすいくん」の名称は「きのくにめいすいくん」ですが、愛称がまだありません。

和歌山県の「ご当地めいすいくん」に似合う愛称を募集します。

※愛称に、「めいすいくん」という単語はなくても構いません。

### 4. 応募期間

令和4年9月15日（木）から令和4年10月17日（月）まで（はがきの場合は当日必着）

### 5. 応募方法

- (1) 応募サイト（和歌山県電子申請システム）
- (2) 電子メール
- (3) はがき（郵送）、FAX

以下の必要事項を記載のうえご応募ください。

#### 【応募先】

- (1) 電子申請システムの URL  
<https://shinsei.pref.wakayama.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=QzGO47dL>
- (2) 電子メールアドレス  
e2500001@pref.wakayama.lg.jp
- (3) はがきの郵送先、FAX の送付先  
はがき：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県選挙管理委員会あて  
FAX：073-423-2427

#### 【必要事項】

応募する愛称、住所、氏名（本名、ふりがな）、年齢、電話番号を記入してください。

## 6. 目的

和歌山県選挙管理委員会では、県民の皆様が選挙に対して関心を高めるきっかけとなるよう、和歌山県の「ご当地めいすいくん」を制作しました。

今回の愛称募集は、選挙に対して広く関心を高めること、選挙の役割や重要性を認識していただくことを目的とします。

## 7. 禁止事項

次の(1)～(8)のいずれかに該当する、又は該当するおそれがある愛称の応募は禁止とします。

- (1)法令等に違反するもの（違反を強制又は助長等するものを含む。）。
- (2)公序良俗に反するもの。
- (3)営利、又は宣伝や勧誘を目的としたもの。
- (4)個人・企業・団体等の中傷を目的としたものや、プライバシーに反するもの。
- (5)個人・企業・団体等のなりすまし行為であるもの。
- (6)第三者の著作権、商標権、その他知的財産権を侵害するもの。
- (7)愛称募集の適正な運営を妨げるもの。
- (8)その他、和歌山県選挙管理委員会が不適切と判断するもの。

## 8. 愛称の決定方法

和歌山県選挙管理委員会において審査を実施し、決定します。

## 9. 決定された愛称の発表・使用

審査により決定された愛称は、決定次第、応募いただいた本人に直接通知するとともに、和歌山県選挙管理委員会ホームページ等で公表し、和歌山県選挙管理委員会が実施する選挙に関する啓発活動に幅広く活用させていただきます。

## 10. 賞品の授与

決定された愛称をご応募いただいた方1名（同じ愛称による応募者が複数いた場合は抽選による）及び応募者全員の中から抽選で5名の方に、和歌山県選挙管理委員会より賞品を授与します。

## 11. その他

本募集で取得した個人情報、募集に係る運営に必要な範囲に限って使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

決定された愛称の著作権は和歌山県選挙管理委員会に帰属します。

応募いただいた方は、本要項に同意したものとみなします。

応募書類は返却しません。

## 12. 免責事項

愛称募集への応募に起因するトラブルや損失等について、和歌山県選挙管理委員会は一切の責任を負いません。

### 13. 問い合わせ先・連絡先

和歌山県選挙管理委員会事務局

TEL : 073-441-3785

FAX : 073-423-2427

E-mail : e2500001@pref.wakayama.lg.jp